

令和5年議案第3号

愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月20日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、制定する必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例

愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

(準用規定)

第1条 愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例については、江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号。以下「江南市条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第2条 前条の規定による江南市条例の読替えは、次のとおりとする。

(1) 江南市条例中「江南市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市の機関」とあるのは「組合の機関」と、「江南市議会議長」とあるのは「愛北広域事務組合議会議長」と読替える。

(2) 江南市条例第2条第1号中「江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開条例（令和5年条例第○号）」と、同条第3号中「江南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号。以下「江南市議会個人情報保護条例」という。）」とあるのは「愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第○号。以下「愛北広域事務組合議会個人情報保護条例」という。）」と、同条第4号中「江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「江南市個人情報保護条例」という。）」とあるのは「愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第○号。以下「愛北広域事務組合個人情報保護条例」という。）」と読替える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。